

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定に関するお知らせ

平成21年4月8日
経済産業省

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定（以下「AJCEP 協定」）は、平成21年4月1日現在、我が国とシンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオス、ブルネイ、マレーシアとの間で発効しております。

AJCEP 協定を利用したベトナムからの輸出に関して、今般新たにベトナム政府から伝えられた内容は、概要以下の通りです。

なお、AJCEP 協定に基づく実際の運用に関しては、ベトナム側発給当局に詳細を個別に御確認ください。

ベトナムからの輸出に関するベトナム政府からの情報

原材料の日・ASEAN 締約国域内における累積の証明のために必要な書類
・運用上の規則（Implementing Regulations）Rule 8 には(a)輸出者または生産者による宣誓(b)製品のインボイス(c)原材料にかかる CO のコピー(d)他の関連書類の4種類が規定されているが、累積の立証資料として最も理想的なのは原材料にかかるフォーム AJ。

・他方で、ユーザーの利便性向上のため、例えば満たすべき域内原産資格割合(RVC: Regional Value Content)が40%である等、原産地規則が同じであることを条件に、ASEAN 自由貿易協定(CEPT-AFTA)のフォーム D 及び日・ベトナム EPA の下で発給された CO（ただし、現時点では日・ベトナム EPA は未発効）も累積の立証資料として受け入れ可能。

・また、原材料のインボイスも、例えば原産品基準（origin criteria）が明記されている等、原産性に関する情報が正しく含まれている場合には、ケースバイケースの判断となるが、累積の立証資料となり得ると考えられる。

繊維製品にかかる品目別規則(附属書 2)の 2 工程原産地規則適用における 1 工程目の証明方法

ベトナムにおいて、*アパレル製品についてフォーム AJ を取得する場合、日・ASEAN 締約国域内において、製織及び裁断・縫製の 2 工程を経ることが必要となる。例えば、日本で製織した織物をベトナムに輸出し、現地で裁断・縫製の上でアパレル製品につき AJCEP 協定を利用して日本に輸出する場合、日本で製織のみを行った織物については、織物にかかる品目別規則を満たさないためフォーム AJ を取得することが出来ない。よって、当該織物についてフォーム AJ を用いて製織*

工程が日本で行われたことを証明することは出来ないが、この場合の扱いをどうするかについての情報は以下のとおり。

- ・この場合、日本の輸出者もしくは生産者による宣誓を 1 工程目の立証資料とすることとする。宣誓書の様式は別添のとおり。
- ・なお、当該宣誓書の様式はあくまでもフォーム AJ の発給申請にあたり、ユーザーの利便性向上に資するべく、締約国でなされた加工を立証するために用いるものであって、税関において特惠税率を受けるために使用されるものではない点に留意が必要となる。

Back to Back CO(連続する原産地証明書)の発給

- ・通常の CO だけではなく Back to Back CO(連続する原産地証明書)の発給についても商工省の所管事項である。
- ・Back to Back CO を発給する際に重要なことは、産品が税関の監督下にあるかどうかということであり、例えば保税倉庫(bonded warehouse)や輸出加工区 (EPZ : Export Processing Zone)にとどまる産品であれば、内貨の扱いとはならないため Back to Back CO を発給することが出来るが、一方、輸入通関の後には Back to Back CO を発給することは出来ない。

注:ベトナムにおいて適用される AJCEP 協定税率の正式決定等に関する手続きについては、引き続き確認を行っているところです。

注:日本への輸入について、AJCEP 協定の利用に際してはお近くの税関に御照会ください。

宣誓書の様式

Declaration of Processing / Operation made on products
(Rules of Origin in AJCEP)

“The exporter / producer of the product exported to a Party covered by this document declares that the following information is authentic, and the product may be used as material in the production of another product in the Party”

1. Exporting Party: Japan Importing Party Vietnam

2. Product: Woven fabric of synthetic staple fibers

HS code of the product: 5512.11

3. Processing / Operation made in the exporting Party
Fabric making (weaving)

Materials used for the processing / operation
Synthetic staple fibers

4. Name and Address of the exporter / producer in the exporting Party
Company: ○○○○ Textile Corporation.

Address: △△△△, Tokyo, Japan

Person in charge: Taro Japan (Mr.)

Signature

Date

_____ stamp Y/ M/ D/

以上